



国民健康保険（国保）は、加入者の皆さんが病気やけがに備えて国民健康保険税（国保税）を納め、医療費の支払いにあてる保険制度です。医療費の支払いは、病院等にかかった時に支払う一部負担金のほか、国などからの補助金と皆さんの国保税で賄われています。

■ 未就学児の均等割額が軽減されています

令和4年度から子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児に係る均等割額の2分の1を軽減します。さらに低所得者軽減に該当する世帯については、当該軽減後の均等割額を2分の1軽減します。

■ 納税義務者は世帯主です

国保は世帯単位で加入し、納税義務者は世帯主です。

世帯主が国保に加入していなくても、世帯内に国保の加入者がいれば世帯主宛に通知いたします。

※世帯主が被保険者でない場合、国保税の算定には含みません。

■ 国保税は、「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の合計額です

加入者全員が、医療給付費分・後期高齢者支援金分を納めます。40歳から64歳までの方はそこに介護納付金分を合わせて、国民健康保険税として納めます。

《今年度40歳になる方》

40歳到達月から介護納付金分を計算し、到達翌月に再度通知します。

《今年度65歳になる方》

65歳到達月の前月までの介護納付金分を月割計算してあります。

■ 国保税の計算について

令和5年度 税率・課税限度額（令和5年4月～令和6年3月）

	算 出 方 法	医療分	支援金分	介護分
所 得 割	{前年所得額－43万円(基礎控除)}×税率	6.70%	2.70% (R4年度 2.55%)	2.40%
資 産 割	令和5年度の固定資産税額(土地・家屋)×税率	1.80% (R4年度 4.50%)	0.50%	1.00%
均 等 割	加入者1人あたり	21,000円	8,400円	7,700円
	加入者が未就学児(6歳以下)の場合	10,500円	4,200円	－
平 等 割	1世帯あたり	21,100円	8,500円	7,700円
〃	1世帯あたり (後期高齢者医療制度移行に伴う特定世帯)	10,550円	4,250円	－
〃	1世帯あたり (後期高齢者医療制度移行に伴う特定継続世帯)	15,825円	6,375円	－
課税限度額	1世帯あたり	650,000円 (R4年度 65万円)	220,000円 (R4年度 20万円)	170,000円 (R4年度 17万円)

★今年度は医療分の資産割、後期高齢者支援金分の所得割と課税限度額が改定されました。

■ 国保税の計算について／計算例

世帯構成	国保資格	介護資格	総所得金額	固定資産税額
世帯主(50歳)	有	有	営業所得 280 万円	5万円
妻 (48歳)	有	有	無	3万円
子 (15歳)	有	無	無	無

		①医療分	②支援金分	③介護分
所得割	課税所得額＝2,370,000 円 (280 万円-43 万円)	× 6.7% ＝158,790 円	× 2.7% ＝63,990 円	× 2.4% ＝56,880 円
資産割	固定資産税額＝80,000 円	× 1.8% ＝1,440 円	× 0.5% ＝ 400 円	× 1.0% ＝ 800 円
均等割	加入者数:3名 (介護分は2名)	× 21,000 円 ＝63,000 円	× 8,400 円 ＝25,200 円	× 7,700 円 ＝15,400 円
平等割	世帯数:1世帯	× 21,100 円 ＝21,100 円	× 8,500 円 ＝8,500 円	× 7,700 円 ＝7,700 円
小計(百円未満切捨て)		244,300 円	98,000 円	80,700 円
合計年間保険税額 ①+②+③＝423,000 円				

■ 軽減制度について

- 前年の所得額が一定基準以下の世帯は、所得額に応じて、均等割額及び平等割額の 7 割・5 割・2 割の軽減があります。

※ 5 割軽減および 2 割軽減の判定基準が引き上げとなりました。

- 軽減判定用所得額は、国保加入者と世帯主等の所得額を含み判定します。
- 65 歳以上の方の公的年金等所得額からは、15 万円を控除した額で判定します。
- 青色[白色]事業専従者の給与控除(専従者控除)の適用はありません。
- 障害者手帳等を持っていることによる控除の適用はありません。
- 土地や建物などの譲渡所得等にかかる特別控除の適用はありません。

軽減割合	軽減判定用所得額 (世帯主と国保加入者と特定同一世帯所属者 ^{※1} の前年の所得金額の合計)
7割	43 万円+10 万円×(給与所得者等 ^{※2} の数-1)以下の世帯
5割	43 万円+29 万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数) +10 万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割	43 万円+53.5 万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数) +10 万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※1 国保から後期高齢者医療制度に移行した方で、後期高齢者医療制度の被保険者になった後も継続して同じ世帯にいる方。

※2 被保険者のうち、給与収入が 55 万円を超える方(給与所得者)と、給与所得者を除く公的年金等の支給(65 歳未満は 60 万円超、65 歳以上は 110 万円超)を受けている方の合計の数。

■ 後期高齢者医療制度移行に伴う国保税の更正について

75 歳になると、後期高齢者医療制度に移行します。

75 歳到達月の前月までの国保税を**あらかじめ月割計算してありますので、国保税の減額更正通知はいたしません。**ただし、後期高齢者医療制度移行に伴う軽減に該当する場合は、該当翌月に通知します。

■ 後期高齢者医療制度移行に伴う国保税の軽減について

75 歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行することによって、「その方と同じ世帯の国保加入者の方」の国保税負担が急に増えないよう次の軽減を受けることができます。

① 国保税の軽減の継続

国保税の軽減を受けていた世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ今までと同じ軽減を受けることができます。

② 平等割（世帯割）の軽減について

「特定世帯（国保被保険者が 1 人残る場合）」は、5 年間平等割（世帯割）が半額になります。その後 3 年間は「特定継続世帯」として、平等割（世帯割）が 4 分の 3 の額になります。

◆ 軽減後の金額

	医療分		支援金分		介護分	
	【特定世帯】 《特定継続世帯》		【特定世帯】 《特定継続世帯》		（特定世帯区分なし）	
	均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
	(1 人につき)	(1 世帯につき)	(1 人につき)	(1 世帯につき)	(1 人につき)	(1 世帯につき)
7割 軽減後	6,300 円	6,330 円 【3,165 円】 《4,747 円》	2,520 円	2,550 円 【1,275 円】 《1,912 円》	2,310 円	2,310 円
5割 軽減後	10,500 円	10,550 円 【5,275 円】 《7,912 円》	4,200 円	4,250 円 【2,125 円】 《3,187 円》	3,850 円	3,850 円
2割 軽減後	16,800 円	16,880 円 【8,440 円】 《12,660 円》	6,720 円	6,800 円 【3,400 円】 《5,100 円》	6,160 円	6,160 円
軽減なし	21,000 円	21,100 円 【10,550 円】 《15,825 円》	8,400 円	8,500 円 【4,250 円】 《6,375 円》	7,700 円	7,700 円

※【特 定 世 帯】:後期高齢者制度に加入し、国保の被保険者でなくなったことにより、その世帯に国保加入者が 1 人となった世帯。

※《特定継続世帯》:特定世帯となり5年経過した世帯。

■ 減免及び課税の特例について

当該年度において、疾病・失業等により収入が著しく減少した場合や、災害やその他特別の事情がある場合には、減免を受けることができます。減免には事前の申請と審査が必要ですので、ご相談ください。

会社の倒産や解雇等の非自発的な理由により離職された方で雇用保険の受給資格のある方は、特例措置が受けられる場合があります（前年の給与所得の 100 分の 30 を課税所得額として所得割額を計算します）。

■ 納期と納付方法について

- ★ 国民健康保険税は、4 月から翌年 3 月までの分を 7 月から翌年 3 月の 9 期に分けて納める〈普通徴収〉と、年金からの天引きにより納める〈特別徴収〉があります。
- ★ 年度途中で加入、脱退した場合は月割課税となります。（ $\text{年税額} \times \text{加入月数} / 12 = \text{月割課税}$ ）

普通徴収（納付書または口座振替による納付）

- 納期は、7 月から翌年 3 月までの 9 回です。納税通知書に記載されている各納期限までに、金融機関・コンビニエンスストア等で納付してください。
- 口座の登録をしている方（納税通知書に口座の記載がある方）は、納期日に振替となります。
- 口座振替または口座の変更を希望する場合は、各納期の 10 日前までに役場総務課収納推進係または町内金融機関へ「町税等口座振替依頼書」を提出してください。

〈対応金融機関〉

- ・ 八十二銀行
- ・ 長野銀行
- ・ ながの農業協同組合
- ・ ゆうちょ銀行（※ゆうちょ銀行は翌月からの振替になります。）
- ・ 長野信用金庫
- ・ 長野県信用組合
- ・ 三井住友銀行（口座振替のみ）

特別徴収（年金からの天引きによる納付）

- 以下のすべてに当てはまる方は年金からの天引きによる納付になります。
 - ・ 世帯主が国保に加入している
 - ・ 世帯内の国保加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満である
 - ・ 世帯主が特別徴収の対象となる年金を 18 万円以上受給しており、介護保険料と合わせた納付額が年金受給額の 2 分の 1 を超えていない
- 諸税金を滞納していない方は、年金からの納付を口座振替に切り替えることもできます。変更を希望する場合は、「国民健康保険税納付方法変更申出書」を提出してください。
- 現金納付はできません。

■ 令和5年1月2日以降に転入された方

令和5年度国民健康保険税所得割額の計算に必要な令和4年中の所得資料が当町以外にあるため、1月1日現在の住所地へ課税資料を照会後、国保税を再計算します。

■ 令和4年中は所得が無く、住民税の申告をしていない方

「所得がなかったから」と申告をしないでいると、国保加入者等の合計所得額が一定基準以下であっても国民健康保険税の均等割額及び平等割額の軽減が受けられません。

所得がない場合にも、ない状況を必ず申告してください。

■ 保険税を滞納すると…

特別な理由がないのに保険税の滞納が続くと、『保険証』のかわりに『被保険者資格者証』が交付されます。この場合診療費は全額自己負担となり、後日役場の窓口で保険給付の支給申請をしていただくことになります。滞納を長期間続けられると、保険給付の全部または一部が差し止められますので、お早めにご相談ください。

■ 国民健康保険以外の被用者保険に加入したら国保を脱退する届出を！

町の国民健康保険（国保）以外の被用者保険に加入したときは、**14日以内に国保を脱退する届出が必要です**（75歳になって後期高齢者医療制度に移行するときには必要ありません）。脱退の届出が遅れると、国保で負担した医療費を返還する必要があるほか、他の被用者保険の保険料と二重に納付する時期が出てしまいます。詳しくは福祉健康課 保険係までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

税に関すること	総務課税務係	TEL 0268-82-3111 内線(143)
届出に関すること	福祉健康課保険係	TEL 0268-82-3111 内線(133)